

太陽光発電設備の設置及び園芸用土採取に係る農地転用について

太陽光発電設備の設置（以下「太陽光発電」という。）及び園芸用土採取に係る農地転用について、安心して安全な事業であることを確認するため、通常の農地転用のほかに、下記の事項について、対応していただくようお願いいたします。

【太陽光発電の場合】※営農型太陽光発電を含む

- 申請にあたり転用事業者及び土地所有者が事業内容等を理解し、周辺への影響の有無について十分に確認すること。
- 申請前に、周辺住民等（隣接及び公共用地をまたぎ一宅地を含む）に対して十分な事前説明を行い、円満な関係を築き、事業を行うこと。

【園芸用土採取の場合】

- 申請にあたり転用事業者及び土地所有者が事業内容等を理解し、周辺への影響の有無について十分に確認すること。
- できる限り住宅に隣接しない場所かつ幅員の広い道路に面した場所で事業を計画すること。
- 申請前に、周辺住民等（隣接及び公共用地をまたぎ一宅地を含む）に対して十分な説明を行い、円満な関係を築き、事業を行うこと。
- 上記を踏まえた事業内容を事業計画書に記載すること。
 - ・保安距離、掘削角度、掘削の深さ、作業時間
 - ・防護柵等による安全対策
 - ・周辺住民等への説明状況
 - ・前回地、前々回地の進捗状況
 - ・使用する重機等の情報
 - ・表土の確保、搬出する土の量と種類、埋戻し用土の調達方法等
 - ・転用事業者と工事施工業者が異なる場合は、工事施工業者の情報（所在、名称、代表者氏名、連絡先等）
 - ・その他（必要と思われる事項）
- 申請書には以下の書類を添付すること。
 - ・事業実施に関する誓約書（「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は、速やかに耕作可能な農地に復元し、農業委員の現地立会のもとで完了報告を行う旨の誓約」、「周辺住民等とのトラブルや災害等が発生した場合は、すべて自己責任で対応する旨の誓約」）
 - ・転用事業者と工事施工業者が異なる場合は、工事施工業者の定款及び事業実績を記載した書類
 - ・周辺住民等からの同意書（隣接及び公共用地をまたぎ一宅地を含む）
 - ・申請者が個人の場合は、確定申告書の写し